

北海道中小企業総合振興資金融資制度の ステップアップ貸付 【政策サポート「事業活性化(生産性向上)」】

対象者

- ・生産性向上に向けた取り組みを行う方

融資金額

1億円
以内

融資期間

10年以内
(うち据置1年以内)

融資利率

固定金利

3年以内	年1.4%
5年以内	年1.6%
7年以内	年1.8%
10年以内	年2.0%

変動金利

年1.4%

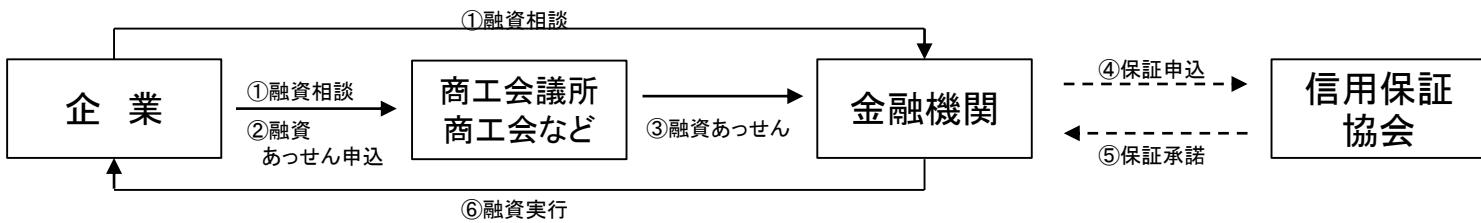
※融資期間が3年を
超える場合に限る

詳しくは裏面をご覧ください

融資条件

融資対象	(1)産業競争力強化法に基づく経済産業大臣の認定を受けた「新技術等実証計画」に係る事業に取り組むもの (2)中小企業等経営強化法に基づき、経済産業大臣の同意を得た導入促進基本計画を作成した市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に係る事業に取り組むもの (3)中小企業労働力確保法に基づき知事の認定を受けた「雇用管理改善計画」に基づき、労働改善のため次の項目に取り組むもの 【職場環境の改善】 ①職場環境改善の点で、より性能の優れている設備の導入・拡充 ②空調設備、遮音機、防振装置、集塵装置等補助的な設備の導入・拡充 ③作業負荷軽減のための設備又は技術の導入 ④職場環境の改善に資する技術開発 【福利厚生施設の充実】 社宅・独身寮、食堂、保健施設、託児施設、研修施設、スポーツ施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備 【その他の雇用管理の改善】 募集・採用の改善、教育訓練の充実、人事管理制度の見直しなど (4)「パートナーシップ構築宣言」に登録し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表しているもの										
資金用途	事業資金										
融資金額	1億円以内										
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)										
融資利率	<table><tr><td>【固定金利】</td><td>【変動金利】</td></tr><tr><td>3年以内 年1.4%</td><td>年1.4%</td></tr><tr><td>5年以内 年1.6%</td><td>※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る</td></tr><tr><td>7年以内 年1.8%</td><td>※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります</td></tr><tr><td>10年以内 年2.0%</td><td></td></tr></table>	【固定金利】	【変動金利】	3年以内 年1.4%	年1.4%	5年以内 年1.6%	※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る	7年以内 年1.8%	※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります	10年以内 年2.0%	
【固定金利】	【変動金利】										
3年以内 年1.4%	年1.4%										
5年以内 年1.6%	※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る										
7年以内 年1.8%	※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります										
10年以内 年2.0%											
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる										
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある										
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、信用金庫、信用組合										

融資までの基本的な流れ



お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あっせん」の申込みをしてください。(貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること)

(※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。

・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(TEL011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索

